

令和4年6月9日

授業担当教員 各位

理事（教育・附属学校園担当）
塩 尻 信 義

新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触があった学生に係る 授業出欠の取扱いについて

静岡県では令和4年3月28日以降、下記に掲げる表「濃厚接触の条件」のうち「ア 感染者と生活空間を共有している場合」に該当する者については保健所等が濃厚接触者として特定していますが、「イ～オ」に該当する者については原則として濃厚接触者に特定されることはなく、感染者と接触があったことのみを理由として外出を制限されることはありません。（ただし、「高齢者施設」等では現在も「イ～オ」に該当する者について当該施設等が濃厚接触者を特定することがあります）

このことを踏まえ、学生の健康安全及びキャンパスにおける感染防止の観点から、表「濃厚接触の条件」に該当する学生に係る取扱いについては下記のとおりとしますので、遺漏なく対応願います。なお、下記の取扱いは、学生にも周知しております。

記

1. 「ア」に該当する学生について

- ・ 大学は登校停止となり、授業は欠席扱いとしない。（大学への報告や、健康観察表の大学及び授業担当教員への提出は必要）
- ・ 「ア」の条件に合致することが判明した時点で、速やかに報告用 WEB フォーム（保健所等連絡報告）によりその旨を大学に報告する。
- ・ 当該学生は、保健所等から濃厚接触者として特定されるため、待機期間等について保健所等からの指示に従う。

2. 「イ～オ」に該当する学生について

（1）発熱や咳等の症状がない学生

- ・ 登校停止は求めない（授業の欠席について特段の配慮は不要）。
- ・ 最後に感染者と接触があった日から7日間は毎日の検温等により自身の健康観察を行う。
- ・ 健康観察の方法等に不安がある学生は、保健センターに相談することができる。

（2）発熱や咳等の症状がある学生（症状がなかったが後に体調に異変を感じた学生を含む）

- ・ 大学は登校停止となり、授業は欠席扱いとしない。(保健センター及び所属学務担当係の確認を得た「健康観察表」の授業担当教員への提示は必要)
- ・ 大学には登校せず(構内にいる場合は速やかに下校)、直ぐにかかりつけ医に相談する。かかりつけ医がない場合は、発熱等受診相談センターに電話し案内された病院を受診する。
- ・ 報告用 WEB フォーム(風邪症状)等より必ず大学に連絡する。

【参考】 本学における登校停止の取扱い

以下に該当する学生について登校停止とし、授業は欠席扱いとしない

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者
- ・ 保健所等が濃厚接触者として特定した者
- ・ 発熱や咳などの風邪症状がある者
- ・ 政府の水際対応措置で定められた国からの帰国者

表 濃厚接触の条件(出典:令和4年2月3日付け静岡県スポーツ・文化観光部通知 別添4)

<p>感染者の発症日(無症状者の場合は検査実施日)の2日前から最終接触日までに、以下ア～オのいずれかの条件に当てはまる場合</p> <p>ア 感染者と生活空間(食事や洗面浴室等の場)を共有している場合</p> <p>イ 1m以内の距離(互いに手を伸ばした際に触れる距離)で互いにマスク(フェイスシールドやマウスシールドはマスクの代替とならない)なしで会話をした場合</p> <p>ウ 1m超から2m未満(互いに手を伸ばした際に触れない距離)は保っていたが、マスク着用なしで、感染者と15分以上の接触(会話や飲食等)があった場合</p> <p>エ 感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた場合</p> <p>オ その他、感染予防対策が不十分な環境で感染者と接触した場合</p>

【本件担当】

学務部教務課教育企画係